



第95回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園
地下2階ピアリッジホール

北海道電力株式会社

（証券コード 9509）

目次

■ 第95回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 吸収分割契約承認の件	
第3号議案 定款一部変更の件（1）	
第4号議案 定款一部変更の件（2）	
第5号議案 取締役12名選任の件	
第6号議案 監査役1名選任の件	
〈株主提案〉	
第7号議案 定款一部変更の件（1）	
第8号議案 定款一部変更の件（2）	
第9号議案 定款一部変更の件（3）	
第10号議案 定款一部変更の件（4）	
第11号議案 定款一部変更の件（5）	
第12号議案 取締役解任の件	
添付書類	
■ 事業報告	45
■ 連結計算書類・計算書類	64
■ 監査報告書	68

2019年6月4日

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
取締役社長 真弓明彦

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年9月の「平成30年北海道胆振東部地震」により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。また、この地震の影響により発生した北海道全域にわたる停電につきまして、株主のみなさまには、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

さて、第95回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席におさしつかえの場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご高覧くださいまして、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに各議案に対する賛否をご入力ください。

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時

（ 受付開始時刻は午前9時00分を予定しております。
開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。 ）

2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

3. 会議の目的事項

報告事項 2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件（1）
- 第4号議案 定款一部変更の件（2）
- 第5号議案 取締役12名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件

<株主提案（第7号議案から第12号議案まで）>

- 第7号議案 定款一部変更の件（1）
- 第8号議案 定款一部変更の件（2）
- 第9号議案 定款一部変更の件（3）
- 第10号議案 定款一部変更の件（4）
- 第11号議案 定款一部変更の件（5）
- 第12号議案 取締役解任の件

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~

◎次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock\\_info/stock\\_info-04.html](https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査役及び会計監査人の監査対象となっております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hepco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

6頁から43頁に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席いただける場合

#### 1 ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会** **2019年6月26日（水曜日）午前10時開催**  
**開催日時** （受付開始予定時刻 午前9時）

当日は、省エネルギーのため会場の冷房を控え目にさせていただく予定です。株主のみなさまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましては軽装（クールビズ）とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 2 郵送



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。  
(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)

**行使期限** **2019年6月25日（火曜日）午後5時到着分まで**

#### 3 インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

**行使期限** **2019年6月25日（火曜日）午後5時まで**



## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権をインターネットにより行使される場合は、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等のインターネット接続機器から、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしてください。

なお、バーコード読取機能付のインターネット接続機器を利用して右下の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



### インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、「次へすすむ」ボタンを押してください。
- 2 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し「次へ」ボタンを押したのち、議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」ボタンを押してください。
- 3 パスワード登録後、「投票画面へ」ボタンを押し、案内に従って議決権を行使してください。  
なお、「1. 議案別賛否投票」又は「2. 会社提案に対し一括賛成投票」のいずれかのボタンから議決権を行使することが可能です。

#### 【ご注意】

\*初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。

\*パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。

\*インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

\*「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### 【ご利用環境】

インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間 9:00~21:00 (土日休日を除く)

#### 機関投資家のみなさまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案から第6号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益分配につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

期末配当金につきましては、当年度の業績や財務状況及び今後の経営環境などを総合的に勘案し、普通株式につきましては、前年度に比べ5円増配し1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

また、B種優先株式の配当につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金10円

総額 2,055,095,230円

当社B種優先株式1株につき 金3,000,000円

総額 1,410,000,000円

合計総額 3,465,095,230円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

1. 吸収分割を行う理由

当社は、2015年6月に改正された電気事業法（2020年4月1日施行）に基づき、送配電事業部門を別会社化（以下、「法的分離」といいます。）いたします。

法的分離の実施にあたっては、送配電事業の中立性確保や安定供給の維持を大前提に、グループの総合力・効率性を発揮できる業務運営体制を構築する観点から、当社はコーポレート機能（グループにおける本社機能）及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社となり、送配電事業を行う子会社（当社の100%出資会社）を設置することといたします。

送配電事業部門につきましては、昨年4月の社内分社化により「送配電カンパニー」を設置し、法的分離を見据えた業務運営を実施しており、法的分離の実施によって送配電ネットワークの中立性を一層高めるとともに、引き続き、設備保全の適切な実施により電力の安定供給を確保しつつ、効率的な事業運営により低廉な託送料金の実現を図っていきます。

発電事業部門及び小売電気事業部門につきましては、法的分離後も当社が事業を運営し、経営資源を効率的に活用しつつ、発電事業と小売電気事業が一体となって競争力の確保・強化に取り組むことにより、両事業の利益拡大を図っていきます。

当社は、こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も引き続き責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うしつつ、グループ全体の企業価値の持続的な向上を目指していきます。

以上の目的のため、当社は、2020年4月1日（予定）をもって、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業に関して有する権利義務を、当社の100%子会社である北海道電力送配電事業分割準備株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）に承継させるものであります。会社分割の方法につきましては、事業承継に係る手続きを円滑に進める観点などから、2019年4月1日に設立した吸収分割承継会社に事業を承継させる吸収分割により行うことといたします。

本議案は、吸収分割承継会社への吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

## 2. 本吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書

北海道電力株式会社（以下「甲」という。）と北海道電力送配電事業分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従って、吸収分割の方法により、甲が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

#### 第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

##### (1) 甲（吸収分割会社）

商号：北海道電力株式会社

住所：札幌市中央区大通東1丁目2番地

##### (2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：北海道電力送配電事業分割準備株式会社

住所：札幌市中央区大通東1丁目2番地

#### 第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

#### 第4条（承継する権利義務等）

1. 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。但し、権利義務の承継につき法令に定める関係官庁の承認等を要するものについては、当該承認等の取得を条件とする。
2. 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務は、すべて乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、効力発生日以降、乙が本件分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。

#### 第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、新たに発行する乙の普通株式1,215万200株を甲に対して交付する。

#### 第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

##### (1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金99億9,000万円とする。

##### (2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金25億円とする。

##### (3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

#### 第7条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に必要な事項について、株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による承認を得る。

#### 第8条（競争禁止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業に関し会社法第21条その他の競争禁止義務を負わない。

#### 第9条（本契約の変更・解除）

甲及び乙は、本契約締結日から、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態の重大な変動又は天災地変その他の事由により、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、合意により本契約を変更し、又は解除することができる。

#### 第10条（本契約の失効）

本契約は、第7条に定める承認の決議が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は本件分割の実行のために必要となる法令に定める関係官庁の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

## 第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを定める。

## 第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年4月25日

甲 札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
代表取締役社長 真弓 明彦 ㊟

乙 札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力送配電事業分割準備株式会社  
代表取締役社長 藤井 裕 ㊟

## 承継対象権利義務明細表

(別紙)

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

## 1. 承継する資産

## (1) 固定資産

- ① 本件事業のみに属する有形固定資産、無形固定資産（但し、特許権を除く。）及び投資その他の資産
- ② 本件事業とそれ以外の事業のために共同して利用されている事業所、社宅等の有形固定資産、無形固定資産のうち、主として本件事業のために利用されているもの（但し、滝川テクニカルセンターの土地及び研修棟を除く。）
- ③ 一般送配電事業のために設定されている地役権の要役地
- ④ 本件事業に関連する関係会社である北海電気工事株式会社の株式

(2) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他の固定負債（但し、社債及び借入金に関する固定負債を除く。）

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、諸前受金その他の流動負債（但し、社債及び借入金に関する流動負債を除く。）

3. 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している、本件事業に従事する従業員（但し、甲の子会社その他の企業・団体等への出向者、キャリア社員・嘱託社員・常用職員・シニア常用職員・臨時員及び社外からの受入出向者を含む。）に係る雇用契約上の地位及びこれに付随する権利義務

4. 承継する契約上の地位及び権利義務

(1) 契約（雇用契約を除く）

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約（上記1.及び2.により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約を含む。）における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、上記1.及び2.により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務を除く。

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業のために保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

### 3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項の概要

#### (1) 株式の数の相当性の概要

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式1,215万200株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

#### (2) 資本金及び準備金の額の相当性の概要

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

|       |          |
|-------|----------|
| 資本金   | 9,990百万円 |
| 資本準備金 | 2,500百万円 |
| 利益準備金 | 0円       |

### 4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容の概要

#### 貸借対照表

2019年4月1日現在

(単位：百万円)

| 資産の部   |    | 負債及び純資産の部 |    |
|--------|----|-----------|----|
| 科目     | 金額 | 科目        | 金額 |
| (資産の部) |    | (純資産の部)   |    |
| 流動資産   | 10 | 株主資本      | 10 |
| 現金及び預金 | 10 | 資本金       | 10 |
|        |    | 資本剰余金     | 0  |
|        |    | 資本準備金     | 0  |
| 資産合計   | 10 | 負債純資産合計   | 10 |

### 5. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の概要

該当事項はありません。

### 6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の概要

該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件（1）

現行定款の一部を次により改めたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、変更案第30条（取締役の責任免除）第2項及び同第38条（監査役の責任免除）第2項に規定を新設するものであります。

なお、第30条（取締役の責任免除）第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役及び取締役会<br><br>(取締役の責任免除)<br>第30条 本社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。<br><br>(新 設) | 第4章 取締役及び取締役会<br><br>(取締役の責任免除)<br>第30条（現行どおり）<br><br><u>2 本社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 本社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条（現行どおり）</p> <p>2 本社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に関する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> |

## 第4号議案 定款一部変更の件 (2)

現行定款の一部を次により改めたいと存じます。

### 1. 変更の理由

2018年7月31日にA種優先株式のすべてを消却したことに伴い、関係条文を削除するほか所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                                                                                                                                 | 第2章 株 式                                                 |
| (発行可能株式総数)                                                                                                                                              | (発行可能株式総数)                                              |
| 第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。                                                                                                 | 第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 |
| 普通株式 4億9,500万株                                                                                                                                          | 普通株式 4億9,500万株                                          |
| <u>A種優先株式 500株</u>                                                                                                                                      | (削 除)                                                   |
| B種優先株式 470株                                                                                                                                             | B種優先株式 470株                                             |
| (単元株式数)                                                                                                                                                 | (単元株式数)                                                 |
| 第7条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、 <u>A種優先株式につき1株とし、B種優先株式につき1株とする。</u>                                                                                      | 第7条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、B種優先株式につき1株とする。            |
| 第2章の2 A種優先株式                                                                                                                                            | (削 除)                                                   |
| (A種優先配当金)                                                                                                                                               | (削 除)                                                   |
| 第12条の2 本会社は、 <u>剰余金の配当 (A種優先中間配当金 (第5項に定義する。以下同じ。)) を除く。</u> を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のA種優先株式を有する株主 (以下「A種優先株主」という。) 又はA種優先株式の登録株式質権者 (以下「A種優先登録 |                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</p> <p>2 A種優先配当金の額は、(i)平成27年3月31日に終了する事業年度から平成31年3月31日に終了する事業年度までの各事業年度に属する日を基準日とする場合は、1株につき3,800,000円とし、(ii)平成32年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする場合は、1株につき5,464,384円とし、(iii)平成33年3月31日に終了する事業年度以降の事業年度に属する日を基準日とする場合は1株につき6,300,000円とする（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。</p> <p>3 ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、(i)平成31年7月31日までは年率3.8%、(ii)平成31年8月1日以降は年率6.3%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、</p> |       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>4 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>5 本会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、平成31年9月30日を基準日とするA種優先中間配当金は2,323,014円とする。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第12条の3 本会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、</p> | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。</p> <p><u>(基準価額算式)</u></p> <p><u>1株当たりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額</u></p> <p><u>上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、前条第3項に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用あるA種優先配当金の額（残余財産分配日が平成32年3月31日に終了する事業年度に属する場合、事業年度の初日（同日を含む。）から平成31年7月31日までは3,800,000円、平成31年8月1日以降は6,300,000円を意味する。）を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,800,000円）から、</u></p> |       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <p>残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたA種優先中間配当金がある場合におけるA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p><u>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</u></p> <p>(議決権)<br/>第12条の4 <u>A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(種類株主総会における決議)<br/>第12条の5 <u>本会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)<br/>第12条の6 <u>本会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。本会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)<br/>第12条の7 <u>A種優先株主は、本会社に対し、平成26年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>「金銭対価取得請求権取得日」という。)。本会社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>A種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の8 本会社は、平成26年8月1日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。</p> <p>A種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(法令変更等)<br/> <u>第12条の9</u> 法令の変更等に伴い、A種優先株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社は必要な措置を講じる。</p> <p>第2章の<u>3</u> B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金)<br/> 第12条の<u>10</u> (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配)<br/> 第12条の<u>11</u> (条文省略)</p> <p>(議決権)<br/> 第12条の<u>12</u> (条文省略)</p> <p>(種類株主総会における決議)<br/> 第12条の<u>13</u> (条文省略)</p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)<br/> 第12条の<u>14</u> (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)<br/> 第12条の<u>15</u> B種優先株主は、本会社に対し、平成30年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。本会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> | <p>(削 除)</p> <p>第2章の<u>2</u> B種優先株式</p> <p>(B種優先配当金)<br/> 第12条の<u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)<br/> 第12条の<u>3</u> (現行どおり)</p> <p>(議決権)<br/> 第12条の<u>4</u> (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会における決議)<br/> 第12条の<u>5</u> (現行どおり)</p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)<br/> 第12条の<u>6</u> (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)<br/> 第12条の<u>7</u> B種優先株主は、本会社に対し、平成30年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。本会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の11に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の11に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の16 本会社は、平成30年8月1日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という)。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。</p> <p>B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の11に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の11に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>(法令変更等)</p> <p>第12条の17 (条文省略)</p> | <p>B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第12条の8 本会社は、平成30年8月1日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という)。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。</p> <p>B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</p> <p>(法令変更等)</p> <p>第12条の9 (現行どおり)</p> |

## 第5号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

取締役候補者は以下のとおりであります。

なお、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者<br>番号 | 氏名                     | 再任 | 取締役会<br>出席回数 | 性別 | 候補者<br>番号 | 氏名                     | 再任       | 取締役会<br>出席回数 | 性別 |
|-----------|------------------------|----|--------------|----|-----------|------------------------|----------|--------------|----|
| 1         | ま ゆみ あき ひこ<br>真 弓 明 彦  | 再任 | 13/13        | 男性 | 8         | ふな ね しゅん いち<br>舟 根 俊 一 | 再任       | 9/9          | 男性 |
|           | 取締役社長 社長執行役員           |    |              |    |           | 取締役 常務執行役員             |          |              |    |
| 2         | ふじ い ゆたか<br>藤 井 裕      | 再任 | 13/13        | 男性 | 9         | まつ ばら ひろ き<br>松 原 宏 樹  | 新任       | —            | 男性 |
|           | 取締役副社長 副社長執行役員         |    |              |    |           | 執行役員                   |          |              |    |
| 3         | さか い いち ろう<br>阪 井 一 郎  | 再任 | 13/13        | 男性 | 10        | うえ の まさ ひろ<br>上 野 昌 裕  | 新任       | —            | 男性 |
|           | 取締役副社長 副社長執行役員         |    |              |    |           | 執行役員                   |          |              |    |
| 4         | うじ いえ かず ひこ<br>氏 家 和 彦 | 再任 | 13/13        | 男性 | 11        | いち かわ しげ き<br>市 川 茂 樹  | 再任       | 13/13        | 男性 |
|           | 取締役 常務執行役員             |    |              |    |           | 取締役                    | 社外<br>独立 |              |    |
| 5         | うお ずみ げん<br>魚 住 元      | 再任 | 12/13        | 男性 | 12        | う かい みつ こ<br>鵜 飼 光 子   | 再任       | 9/9          | 女性 |
|           | 取締役 常務執行役員             |    |              |    |           | 取締役                    | 社外<br>独立 |              |    |
| 6         | やぶ した ひろ み<br>敷 下 裕 己  | 再任 | 13/13        | 男性 |           |                        |          |              |    |
|           | 取締役 常務執行役員             |    |              |    |           |                        |          |              |    |
| 7         | せ お ひで お<br>瀬 尾 英 生    | 再任 | 13/13        | 男性 |           |                        |          |              |    |
|           | 取締役 常務執行役員             |    |              |    |           |                        |          |              |    |

(注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。

2. 舟根俊一氏、鵜飼光子氏の取締役会出席回数は、2018年6月27日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号 1. <sup>ま</sup>真 <sup>ゆみ</sup>弓 <sup>あき</sup>明 <sup>ひこ</sup>彦  
(1954年5月7日生)

再任

取締役会  
出席回数  
13/13

所有する当社  
普通株式の数 33,408 株

## 略歴、地位及び担当

- 1979年4月 当社入社
- 2012年6月 当社常務取締役 流通本部長
- 2014年1月 当社取締役副社長 流通本部長
- 2014年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 2014年9月 当社取締役社長 社長執行役員 流通本部長
- 2015年6月 当社取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

真弓明彦氏は、2014年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号

2.

ふじ

藤

い

井

(1956年4月19日生)

ゆたか

裕

再任

取締役会  
出席回数  
13/13

所有する当社  
普通株式の数 12,200 株

## 略歴、地位及び担当

- 1981年4月 当社入社
- 2005年3月 当社釧路統括電力センター所長
- 2006年6月 当社工務部次長
- 2007年6月 当社室蘭支店長
- 2010年6月 当社人事労務部長
- 2011年7月 当社理事 人事労務部長
- 2014年6月 当社上席執行役員 お客さま本部副本部長，ビジネスサポート本部副本部長
- 2014年9月 当社上席執行役員 お客さま本部副本部長，流通本部副本部長
- 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長，企画本部副本部長，お客さま本部副本部長
- 2016年4月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長，企画本部副本部長
- 2016年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 2018年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長，新エネルギー・再生可能エネルギー担当（現在にいたる）

## 重要な兼職の状況

北海道電力送配電事業分割準備株式会社 取締役社長（2019年4月就任）

## 取締役候補者とした理由

藤井 裕氏は、主に工務部門での業務経験を有しています。2015年に取締役に選任され流通本部長を務め、2016年には副社長，2018年には送配電カンパニー社長に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

3. さか い いち ろう  
阪 井 一 郎  
(1957年4月13日生)

再任

取締役会  
出席回数  
13/13

所有する当社  
普通株式の数 9,550 株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

## 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2011年6月 当社発電本部副本部長兼原子力部長
- 2011年7月 当社理事 発電本部副本部長兼原子力部長
- 2012年7月 当社理事 原子力部長
- 2013年6月 当社常務取締役 発電本部副本部長，泊原子力事務所長
- 2014年6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長，泊原子力事務所長
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部長，企画本部副本部長
- 2017年2月 当社取締役 常務執行役員 発電本部長
- 2017年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 発電本部長
- 2018年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 原子力事業統括部長，火力部・石狩湾新港火力発電所建設所担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

阪井一郎氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2013年に常務取締役に選任され、2017年には副社長に就任し、発電本部長を務めたほか、原子力事業統括部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

4. <sup>うじ</sup>氏 <sup>いえ</sup>家 <sup>かず</sup>和 <sup>ひこ</sup>彦  
(1959年8月18日生)

再任

取締役会  
出席回数  
13/13

所有する当社  
普通株式の数 11,100 株

## 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2010年7月 当社小樽支店長
- 2012年6月 当社企画部長
- 2013年7月 当社理事 企画部長
- 2014年7月 当社執行役員 企画部長
- 2015年7月 当社上席執行役員 企画部長
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部副本部長
- 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部長
- 2018年4月 当社取締役 常務執行役員
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室・総合エネルギー事業部担当・経営改革担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

氏家和彦氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。2016年に取締役に選任され、企画本部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

5.

うお

魚

ずみ

住

げん

元

(1959年2月22日生)

再任

取締役会  
出席回数  
12/13

所有する当社  
普通株式の数 14,100 株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

## 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2009年4月 当社原子力部原子燃料統括室長
- 2012年6月 当社広報部長
- 2013年7月 当社理事 広報部長
- 2014年7月 当社執行役員 広報部長
- 2015年7月 当社上席執行役員 広報部長
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長、泊原子力事務所長
- 2018年4月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐
- 2019年1月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所・情報通信部担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

魚住 元氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2016年に取締役に選任され、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

6. やぶ した ひろ み  
藪 下 裕 己  
(1958年5月21日生)

再任

取締役会  
出席回数  
13/13

所有する当社  
普通株式の数 5,102 株

## 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2012年6月 当社帯広支店長
- 2014年4月 当社経理部長
- 2015年7月 当社執行役員 経理部長
- 2016年7月 当社上席執行役員 経理部長
- 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長
- 2018年4月 当社取締役 常務執行役員 送配電カンパニー副社長
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 送配電カンパニー副社長，内部監査室・秘書室・経理部・資材部  
担当（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

藪下裕己氏は、主に経理部門での業務経験を有しています。2017年に取締役に選任され、ビジネスサポート本部副本部長を務め、2018年には送配電カンパニー副社長に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号 せ お ひで お  
7. 瀬 尾 英 生  
(1958年4月14日生)

再任

取締役会  
出席回数  
13/13

所有する当社  
普通株式の数 13,700 株

## 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2007年6月 当社事業推進部部长
- 2009年2月 北海道経済連合会出向
- 2015年1月 当社旭川支店長
- 2016年6月 当社監査役
- 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 地域産業経済担当
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力監査室担当・地域産業経済担当・コンプライアンス担当  
(現在にいたる)

## 取締役候補者とした理由

瀬尾英生氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。2016年に監査役を務めた後、2017年には取締役に選任されています。地域産業経済担当を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号 8. ふな ね しゅん いち 舟 根 俊 一  
(1959年3月7日生)

再任

取締役会  
出席回数  
9/9

所有する当社  
普通株式の数 2,900 株

## 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2013年2月 当社原子力部部長
- 2014年6月 当社泊発電所長
- 2014年7月 当社執行役員 泊発電所長
- 2016年7月 当社上席執行役員 泊発電所長
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長（現在にいたる）

## 取締役候補者とした理由

舟根俊一氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2018年に取締役に選任され、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

（注）舟根俊一氏の取締役会出席回数は、2018年6月27日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号 9. まつ松 ばら原 ひろ宏 き樹  
(1959年11月27日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数 6,600 株

### 略歴、地位及び担当

- 1982年 4月 当社入社
- 2011年 6月 当社営業部部长
- 2014年 4月 当社帯広支店長
- 2015年 7月 当社執行役員 帯広支店長
- 2016年 6月 当社執行役員 広報部长
- 2016年 7月 当社上席執行役員 広報部长
- 2018年 4月 当社上席執行役員 道央支社長
- 2018年 7月 当社執行役員 道央支社長（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

松原宏樹氏は、主に営業部門での業務経験を有しています。帯広支店長、広報部長を務めたほか、道央支社長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号 うえ の まさ ひろ  
10. 上野 昌裕  
(1960年12月13日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数 5,600 株

### 略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社  
2011年 7月 当社函館統括電力センター所長  
2014年 6月 当社工務部長  
2015年 7月 当社執行役員 工務部長  
2016年 6月 当社執行役員 企画部長  
2017年 7月 当社上席執行役員 企画部長  
2018年 4月 当社上席執行役員 経営企画室長  
2018年 7月 当社執行役員 経営企画室長（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

上野昌裕氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。函館統括電力センター所長、工務部長を務めたほか、企画部長、経営企画室長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

候補者番号  
**11.** **市川茂樹**  
(1947年7月1日生)

再任

社外取締役  
候補者

独立役員  
候補者

取締役会  
出席回数  
13/13

所有する当社  
普通株式の数 8,900 株

## 略歴、地位及び担当

1974年 4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）

2012年 6月 当社監査役

2016年 6月 当社取締役（現在にいたる）

## 重要な兼職の状況

弁護士

## 社外取締役候補者とした理由

市川茂樹氏は、2012年より社外監査役を務めた後、2016年より社外取締役を務めています。弁護士としての豊富な経験を踏まえ、独立かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 市川茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。
2. 市川茂樹氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、本議案において市川茂樹氏の選任が承認可決された場合、第3号議案「定款一部変更の件（1）」の承認可決を条件として、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号

12.

う かい みつ こ  
鵜 飼 光 子

(1952年4月20日生)

再任

社外取締役  
候補者

独立役員  
候補者

取締役会  
出席回数  
9/9

所有する当社  
普通株式の数 1,000 株

## 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手（1985年3月退任）
- 1985年4月 群馬女子短期大学助教授（1991年3月退任）
- 1991年4月 武蔵丘短期大学助教授（2001年3月退任）
- 2001年4月 北海道教育大学大学院教育学研究科教授
- 2018年4月 同 名誉教授（現在にいたる）
- 2018年6月 当社取締役（現在にいたる）

## 社外取締役候補者とした理由

鵜飼光子氏は、2018年より社外取締役に務めています。学識経験者としての豊富な経験を踏まえ、独立かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役に係る要件及び金融商品取引所が定める独立役員に係る要件を満たしています。

- (注) 1. 鵜飼光子氏の取締役会出席回数は、2018年6月27日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。
2. 鵜飼光子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。
3. 鵜飼光子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、本議案において鵜飼光子氏の選任が承認可決された場合、第3号議案「定款一部変更の件（1）」の承認可決を条件として、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役藤井文世氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者を決定するにあたり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

ふじ い ふみ よ  
**藤 井 文 世**  
(1954年8月20日生)

再任

社外監査役  
候補者独立役員  
候補者取締役会  
出席回数  
13/13監査役会  
出席回数  
10/10所有する当社  
普通株式の数

2,500 株

### 略歴及び地位

- 1979年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 2011年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス 取締役事務局長
- 2011年6月 株式会社北洋銀行 取締役持株会社担当
- 2012年10月 同 取締役経営企画部長
- 2014年6月 同 常務取締役
- 2015年8月 株式会社ツルハホールディングス監査役（社外）（現在にいたる）
- 2017年6月 株式会社北洋銀行 常勤監査役（現在にいたる）
- 2017年6月 当社監査役（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

株式会社北洋銀行常勤監査役  
株式会社ツルハホールディングス監査役（社外）

### 社外監査役候補者とした理由

藤井文世氏は、2017年より社外監査役を務めています。株式会社北洋銀行の役員として豊富な経験と幅広い識見、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、2017年6月就任以降、取締役会や監査役会において、独立かつ客観的な立場から、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外監査役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 藤井文世氏は、株式会社北洋銀行の常勤監査役であり、当社は同社株式の5.86%を保有しております。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.4%程度となっております。
2. 藤井文世氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 藤井文世氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、本議案において藤井文世氏の選任が承認可決された場合、第3号議案「定款一部変更の件（1）」の承認可決を条件として、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

(ご参考)

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。

| 氏名                    | 生年月日                |          | 監査役<br>在任年数 | 性別 |          |    |    |
|-----------------------|---------------------|----------|-------------|----|----------|----|----|
| ふる<br>古<br>常任監査役 (常勤) | ごおり<br>郡<br>ひろ<br>宏 | あき<br>章  | 1956年12月29日 | 現任 | 2年       | 男性 |    |
| あき<br>秋<br>常任監査役 (常勤) | た<br>田<br>こう<br>耕   | じ<br>児   | 1958年6月4日   | 現任 | 2年       | 男性 |    |
| は<br>長<br>監査役         | せ<br>谷<br>がわ<br>川   | じゅん<br>淳 | 1943年12月13日 | 現任 | 社外<br>独立 | 6年 | 男性 |
| なり<br>成<br>監査役        | た<br>田<br>のり<br>教   | こ<br>子   | 1951年4月11日  | 現任 | 社外<br>独立 | 3年 | 女性 |
| ふじ<br>藤<br>監査役        | い<br>井<br>ふみ<br>文   | よ<br>世   | 1954年8月20日  | 再任 | 社外<br>独立 | 2年 | 男性 |

## <株主提案（第7号議案から第12号議案まで）>

第7号議案から第12号議案までは、株主提案によるものであります。  
なお、提案株主（47名）の議決権の数は、617個であります。

[ 提案を受けた各議案の内容及び提案の理由は、原文のまま記載しています。 ]

### 第7号議案 定款一部変更の件（1）

#### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

第8章 本社は適切な規模の発電所を地域ごとに分散配置する。

第45条 過大な発電システムへの依存をせず、既存の発電設備を利用する。

#### ▼提案の理由

昨年9月6日に北海道全域がブラックアウトに至った原因は、発電を苫東厚真発電所3基に発電を集中依存していたことにあったことが検証報告によって明らかとなった。

地震発生時には道内電力需要の半分に相当する同発電所1，2，4号の3基合計165万kWが失われ、系統の他発電所も発電設備保護のため順次停止した。このため、非常時の需給バランス維持に対応する設備設計や、発電方法の多様化、リスクを分散するシステム改革が、発送電を担う本会社に求められている。具体策として、以下を提案する。

- ・50万kW以上の過大な発電ではなく最少負荷の10%程度、35万kW程度で適切な規模の発電所を地域ごとに分散配置する。
- ・すでに稼働中のLNG石狩湾新港発電所3基（合計170万kW）も過大であるため、既存の発電設備利用を検討し、最低需要を3か所から5か所の発電所で賄うようにする。
- ・平時から揚水発電所の上部タンクを満水状態に保持し、非常用に備える。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社は、苫東厚真発電所、泊発電所、石狩湾新港発電所などの建設にあたって同一地域や同一電力系統に多くの発電所が集中しないようリスク分散を図るとともに、電力系統の安定性などを踏まえて水力も含めた発電所の運用を行っています。

平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電については、電力広域的運営推進機関に設置された検証委員会において、苫東厚真発電所の全機停止に加え、狩勝幹線他2線路の送電線事故に伴う道東方面の水力発電所の停止により周波数制御機能が喪失したことが複合要因となり発生したと報告されています。

したがいまして、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 原子力発電の再稼働をしない。

第46条 原子力発電の再稼働をしない。

▼提案の理由

2018年9月、全道のブラックアウト事故を経験し、泊原発を巡る情勢に変化があった。

たとえば、原子力規制委員会の承認が下りたとしても、使用済み燃料をこれ以上増加させないために、泊発電所を再稼働しない。

原子力防災の点から見て、泊発電所構内の使用済み燃料プールに、放射性が高く危険極まりないデキタテの新たな使用済み燃料を増加させてはならないし、国際的に見て、国連において核兵器禁止条約が採択され、70の国・地域が署名を済ませ、23の国・地域（本年4月現在）が批准を済ませている現状において、被爆国であるわが国の一私企業において、兵器用プルトニウムへの転用が可能なプルトニウムの生産につながる核廃棄物の産出をおこなうことは、道義的に許されることではない。したがって泊発電所の再稼働はおこなわない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、石炭、天然ガスや、水力をはじめとした再生可能エネルギーなどの様々な電源をバランス良く活用していくことが必要であり、国が策定したエネルギー基本計画においては、原子力発電を将来にわたる重要なベースロード電源と位置付けています。

当社においても、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから、重要な基幹電源として不可欠です。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、新規制基準の適合性審査において残る課題について対応を進め、安全確保を大前提とした泊発電所の再稼働に向けて総力をあげて取り組んでいるところです。

今後も、「世界最高水準の安全性」を目指し、原子力のリスクを一層低減させるため、不断の努力を重ねていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 本会社は泊原子力発電所の稼働によって作り出された使用済核燃料を再処理しない

第47条 本会社は泊原子力発電所の稼働によって作り出された使用済核燃料を再処理しない

▼提案の理由

昨年（2018年）12月26日、本会社が公表した「泊発電所の廃止措置実施方針」に拠れば、泊発電所の廃炉が決まると使用済核燃料は再処理事業者に譲渡されると記されているが、再処理事業を国から託されている日本原燃は、これまでに23回も操業を延期しており、今後も安定的に稼働する目途が立っていない。本会社は、使用済核燃料を発生させた当事者として一義的にその責任の総てを負うべきである。

国の制度や再処理事業者の操業見通しが曖昧で、事実上、再処理事業を信頼して委託し続けることは難しい。加えて、本年2月22日、原子力規制委員会は泊原子力発電所敷地内に活断層があることを「否定できない」との見解を示したため、使用済核燃料を将来に渡って管理保管すべき移転先を検討することがステイクホルダー（利害関係者）から求められる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、石炭、天然ガスや、水力をはじめとした再生可能エネルギーなどの様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。

国が策定したエネルギー基本計画においては、原子力発電を将来にわたる重要なベースロード電源と位置付けるとともに、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化などの観点から、使用済燃料を再処理して有効活用していく原子燃料サイクルの推進を基本的方針としています。

当社としても、安全確保を大前提とした泊発電所の再稼働に向けて総力をあげて取り組むとともに、原子燃料サイクルを着実に推進していきます。

また、泊発電所の使用済燃料については、再処理工場へ搬出するまでの間、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められている使用済燃料の貯蔵に関する規定に従い適切に保管・管理しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 本会社の危機管理システムの構築と公開，第三者による審査

第48条 本会社の危機管理システムの構築と公開，第三者による審査を行う

▼提案の理由

H30胆振東部地震の地震動により，厚真火力発電所が停止してブラックアウトを起こした。

これまで北電はあらゆる危険に対策を講じているから泊原発は安全と主張していたが遠く離れた地震で外部電源を喪失し，非常用電源により使用済核燃料の冷却を行った。

また，非常用電源の故障が9年間放置されていたことが明らかになった。非常用電源による運転を北海道や周辺市町村へ伝える通報が遅れた。原発事故の住民避難は一刻を争う。異変に気付いた北電が通報しなければ，道民は逃げ遅れてしまう。

ブラックアウト後も，氷点下13℃程度で，原発事故時・消火作業の「心臓部」になるポンプに亀裂が入る。1/28にも社員のミスで規制庁へのデータ転送停止などがあった。原発は，小さなミスが，重大な事故に繋がる。北電に，原発を安全に管理する能力も，管理体制も無かったことが明らかになった。

原発を含む危機管理システムの構築と公開および第三者による検証を提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

当社は，リスク管理に関する委員会を設置し，経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを定期的に把握するとともに，必要に応じて対応方策の見直しを行っています。その結果について経営方針などに反映し，具体的な取り組みを実施・評価するなど，リスクの発現防止に努めています。

平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電については，社内外の検証結果を踏まえて策定した「アクションプラン」に基づき再発防止に取り組んでいます。実施状況を四半期ごとに確認し公表するなどPDCAを継続し，電力の安定供給や適切な情報の発信に向けた体制を強化していきます。

また，原子力については，泊発電所の保安活動に関わる品質保証の管理体制のもと，発電所の安全の達成・維持・向上に向けた取り組みを進めるとともに，原子力の事業部門から独立した内部監査組織の監査結果を踏まえて，継続的に必要な改善を図っています。

したがって，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 LNG天然ガス販売事業の拡大

第49条 LNG天然ガス販売事業の拡大を行う

▼提案の理由

本会社で待望の石狩湾新港LNGコンバインドサイクル発電所が今年（2019年）の2月に稼働しました。新規事業としてLNGの販売事業も開始しました。

今後の北海道において、当面するベースロード電源はLNG発電（原子力ではなく）だと思います。年々上がる原子力発電の安全対策コストを考えると、同じ額をLNGに費やした方が遥かに合理的で生産性も高いと考えます。

その意味において、LNGを発電だけではなく、LNGを販売するという発想は良いと思います。ぜひ今後も積極的な営業を行い、販路の拡大を期待します。

石狩湾新港LNGコンバインドサイクル発電所の2号機と3号機の稼働も前倒しすることを強く求めます。

その際、CO<sub>2</sub>排出量や温排水などの環境負荷を可能限り低減し、漁業や貴重な自然と共存を重視する。その取り組みにより本会社の信頼性を高め、収益を増やし、株主配当の増加を期待いたします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、石炭、天然ガスや、水力をはじめとした再生可能エネルギーなどの様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。

石狩湾新港発電所1号機は、発電効率が高く、環境特性に優れ、既設火力発電所の経年化への対応や燃料種の多様化、電源の分散化に寄与します。2号機と3号機の導入時期については、2019年度電源開発計画でお知らせしていますが、既設火力発電所設備の状況や今後の電力需給の見通しなどを踏まえながら、適宜検討していきます。

また、ガス供給事業については、2018年12月に石狩LNG基地からタンクローリーによるLNGの販売を開始しており、今後も販売活動を強化し、さらなる収益の拡大を図ります。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

ブラックアウトの責任をとって取締役全員を解任する

▼提案の理由

昨年（2018年）9月6日に発生した全道のブラックアウト事故は、全道民の安全・安心を脅かし、酪農業のみならず多くの産業界に甚大な損害をもたらした。この事故の根本原因は、道民の安全・安心を軽視して、営利追求を優先させてきた本会社の経営姿勢にあったと指摘せざるを得ない。すなわち発電単価の安い巨大発電所を1か所に集中して建造し、電力需要の低い深夜に集中して発電させた経営姿勢にあった。このような経営姿勢を策定し、押し進めて来た経営陣には、道民の安全・安心を任せることはできないので、本会社会長を始めとするすべての取締役の解任を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

各取締役は、経営全般にわたる諸課題に的確に対応し、当社の事業発展のため、法令及び定款に従い忠実に職務を遂行しています。

平成30年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電については、社内外の検証結果を踏まえて策定した「アクションプラン」に基づき再発防止に取り組んでいます。実施状況を四半期ごとに確認し公表するなどP D C Aを継続し、電力の安定供給や適切な情報の発信に向けた体制を強化していきます。

したがって、解任を求められる事由はありません。

以 上

---

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

---

連結計算書類・  
計算書類

監査報告書

---

(添付書類)

# 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

2018年度のが国経済は、企業収益が高水準で推移し、設備投資・個人消費の増加傾向が続くなど、景気は緩やかに拡大しました。北海道経済については、昨年9月に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」の影響はありましたが、生産活動や個人消費の持ち直しなどにより、緩やかに回復しました。

当社においては、泊発電所の長期停止に加え、電力小売全面自由化以降の競争激化に伴う販売電力量の減少など、厳しい経営環境が続いています。また、地震の影響により離島を除く北海道全域にわたる停電が発生し、お客さまには大変なご不便をおかけしました。改めて深くお詫び申し上げます。

このような状況のなか、当社は、電力の安定供給の確保に努めるとともに、競争力の向上や収支改善などによる経営基盤の強化に重点的に取り組んできました。

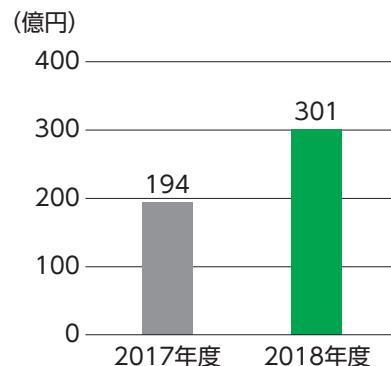
当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、前年度に比べ191億88百万円増の7,522億38百万円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は、193億39百万円増の7,546億19百万円となりました。

一方、経常費用は、前年度に比べ85億79百万円増の7,244億37百万円となりました。

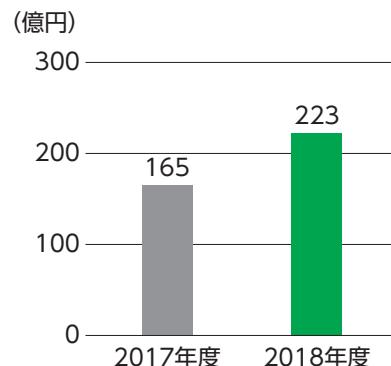
以上により、経常利益は、前年度に比べ107億60百万円増の301億81百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ58億7百万円増の223億57百万円となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりとなりました。

### ■経常利益



### ■親会社株主に帰属する当期純利益



## (1) 電気事業

当年度の販売電力量は、他事業者への契約切り替えの影響や、「平成30年北海道胆振東部地震」以降、一層の節電にご協力いただいたことなどから、前年度に比べ8.2%減の227億74百万キロワット時となりました。

当年度の収支につきましては、営業収益（売上高）は、販売電力量の減少はありましたが、燃料価格の上昇による燃料費調整制度の影響などにより、前年度に比べ181億16百万円増の7,196億42百万円となりました。

営業利益は、「平成30年北海道胆振東部地震」に伴う石油火力発電所の焚き増しなどはありませんでしたが、豊水による水力発電量の増加に加え、経営基盤強化推進委員会のもとでの資機材調達コストの低減や創意工夫による工事工程の見直し等、さらなる効率化・コストダウンの成果の上積みなどにより費用の増加を抑制したことから、前年度に比べ87億29百万円増の384億24百万円となりました。

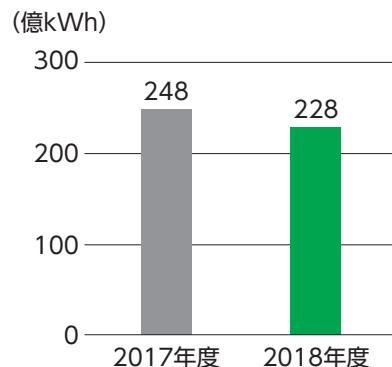
## (2) その他の事業

営業収益（売上高）は、建設用資機材の販売増加などにより、前年度に比べ10億71百万円増の325億96百万円となりました。

営業利益は、売上高が増加したものの、電気通信事業における修繕費の増加などにより、前年度に比べ2億38百万円減の37億92百万円となりました。

当年度の通期業績について、経営基盤強化の取り組みの成果などにより一定の利益水準を確保できたことや、今後の収支状況など経営環境を総合的に勘案のうえ、普通株式の配当については、前年度に比べ5円増配し1株につき10円の配当を実施したいと存じます。また、優先株式の配当については、定款の定めに従い実施したいと存じます。

## ■販売電力量



## 2. 対処すべき課題

電力小売における厳しい競争や2020年4月からの送配電部門の別会社化（法的分離）に向けた対応など、事業環境が大きく変化するなか、泊発電所の再稼働前においても安定して利益を生み出し、財務基盤の強化を図るとともに、さらなる成長を遂げていくためグループ一体となって中長期を見据えて下記の施策に取り組んでいきます。

### 【重点的に取り組む項目】

#### (1) 経営基盤の強化

##### ① 収入拡大に向けた取り組み

北海道内の電力小売については、競争力のある料金メニューを充実させ、対面営業を中心とした営業活動を強力に展開し、当社からの契約切り替えに歯止めをかけるとともに、契約を切り替えられたお客さまにも改めて当社を選択いただけるよう取り組みます。

加えて、価格以外のお客さまニーズにお応えできるよう、ご家庭向けには最新のデジタル技術を活用した省エネ、安心、快適な暮らしに役立つ「エネモLIFE」や他企業との提携によるさまざまな商品やサービスを提供します。法人のお客さまには省エネや省CO<sub>2</sub>に資するソリューションなど、お客さまのニーズにお応えする付加価値を合わせて提案し、契約の獲得に努めます。

また、首都圏での電力小売を積極的に展開するとともに、2020年に運転を開始する福島天然ガス発電所の供給力も活用し、さらなる収益拡大を目指します。

ガス供給事業については、昨年12月に石狩LNG基地からタンクローリーによるLNG供給を開始しました。今後もLNG販売を強化するとともに、都市ガス事業への参入や電気とガスのセット販売に向けた検討も進めます。



最適な電気料金プランをご提案している様子



石狩LNG基地とタンクローリー

さらに、ほくでんグループ各社の事業を組み合わせたソリューション営業を展開し、グループ全体の収益拡大を図ります。

国内外の水力発電や風力発電などの再生可能エネルギー発電事業にも積極的に取り組み、事業機会の拡大につなげていきます。

## ② 費用低減に向けた取り組み

資機材調達コストの低減や創意工夫による工事工程の見直しなど、経営基盤強化推進委員会のもとの費用低減の取り組みが、着実に成果として現れてきており、収支改善の一翼を担っています。

新技術の活用により設備保守の高度化・効率化を図り、設備関連費用を低減するなど、これまでの取り組みをさらに深化させていくとともに、昨年12月に導入した「カイゼン活動」の取り組み状況も踏まえながら、抜本的な効率化・コスト低減を進めます。

本年4月には、北海電気工事株式会社に北海道計器工業株式会社を合併し、ほくでんサービス株式会社の配電事業を統合しました。配電事業を1社に集約することにより、配電設備の設計・施工の一体的業務運営を行うとともに、新規事業領域の拡大を目指します。

今後もグループ一体となって、効率性の高いスリムで強靱な業務運営体制のもと労働生産性の向上と要員の適正化を図り、競争力のある事業構造を実現します。

## (2) 泊発電所の早期再稼働と安全性向上

泊発電所の早期再稼働の実現に向けて、新規規制基準適合性審査における最優先課題である敷地内断層の活動性評価については、新たに追加調査を行い、得られたデータに基づき、できるだけ早く検討結果を取りまとめ、審査会合で説明していきます。また、残る課題についても原子力規制委員会の理解を得られるよう、総力をあげて取り組んでいきます。

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、原子力のリスクを一層低減させるため、「泊発電所安全性向上計画」を策定しています。新規規制基準への適合はもとより、「世界最高水準の安全性（エクセレンス）」を目指し、不断の努力を重ねるとともに、北海道のみなさまに泊発電所の安全性をご理解をいただけるよう努めていきます。



原子力防災訓練の様子（本店）

## (3) 電力の安定供給確保に向けた取り組み

「平成30年北海道胆振東部地震」の影響により離島を除く北海道全域が停電したことについては、社内外の検証を踏まえて策定した「アクションプラン」に基づき、再発防止に取り組むとともに、PDCAを展開しながら具体的な対策を進めていきます。

また、本年2月には、北海道初の大型LNGコンバインドサイクル発電所である石狩湾新港発電所1号機（56.94万キロワット）が営業運転を開始しました。発電効率が高く、環境特性に優れた電源であり、既設火力発電設備の経年化へ対応するとともに、燃料種の多様化や電源の分散化に寄与します。さらに、北海道内電源の緊急停止リスクへの対応力を高めることを目的に新北海道本州間連系設備（30万キロワット）が本年3月に運転を開始し、北海道本州間の連系容量は60万キロワットから90万キロワットに増加しました。これらの設備を活用しながら、引き続き、電力の安定供給の確保及び信頼度の向上に取り組んでいきます。

発電・流通設備の保全にあたっては、適切なリスク管理により、安定供給と低コスト化の両立を図り、電気事業者としての使命を全うしていきます。



新北海道本州間連系設備（30万キロワット）

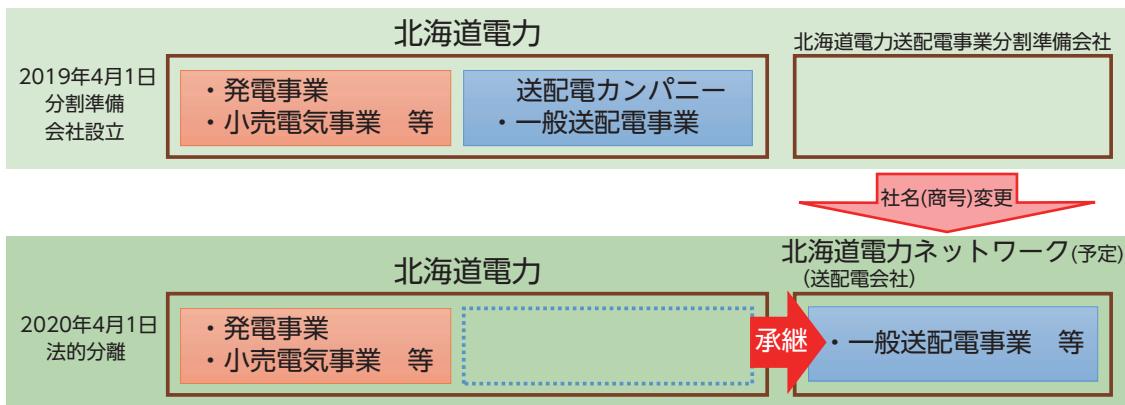
【引き続き取り組む項目】

(4) 送配電部門の分社化への対応

2015年6月改正の電気事業法において、送配電事業の中立性を一層高めるとの目的から、2020年4月までに送配電部門の別会社化（法的分離）の実施を求められています。当社は、昨年4月に「送配電カンパニー」を設置する社内分社化を実施し、本年4月には北海道電力送配電事業分割準備株式会社を設置するなど、円滑な体制移行に向けた準備を着実に進めています。

法的分離の実施にあたっては、法の趣旨を踏まえつつ、コーポレート機能（グループにおける本社機能）及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社のもとに2020年4月に100%出資会社として送配電会社を設置し、グループの総合力・効率性を発揮していきます。送配電事業については、安定供給を確保しつつ、効率的な事業運営に取り組み、低廉な託送料金の実現を図ります。また、発電・小売電気事業については、経営資源を効率的に活用しつつ、両事業が一体となって競争力の確保・強化に取り組み、利益拡大を図り、法的分離後もグループ全体の企業価値の持続的な向上を目指していきます。

会社分割は、当社の一般送配電事業を分割準備会社に承継させる吸収分割により行うこととし、本総会において吸収分割契約の承認に関する議案を上程しています。



(5) ESG (Environment : 環境, Social : 社会, Governance : ガバナンス) への取り組み

環境負荷の低減に向けては、本年5月に下川町のバイオマス発電所が運転を開始するなど、国内外問わず積極的に再生可能エネルギー発電事業を展開するとともに、電力系統への再生可能エネルギーの接続量の最大化と道内の電力品質の維持の両立に取り組んでいきます。また、全国の電気事業者からなる「電気事業低炭素社会協議会」の一員としてCO<sub>2</sub>排出原単位の低減に努めます。



下川町のバイオマス発電所

業務効率化への取り組み、適正な労働時間管理及び休暇取得の推進を通じた「働き方改革」を進め、健康の保持・増進や従業員の働きがいの向上を図ります。また、人材の多様化や女性の活躍推進などを通じて、従業員の能力を最大限に活用できる職場作りを進めます。

北海道とともに歩む企業として、エネルギー分野に関する自治体等の取り組みに協力するとともに、当社総合研究所のノウハウを活用した農水産業への支援など、北海道の経済発展に向けたさまざまな取り組みを進めていきます。

「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に則り、透明・公正かつ迅速果断な意思決定を支えるコーポレートガバナンスのさらなる充実を図ります。

当社は今後も、経営理念である「人間尊重」「地域への寄与」「効率的経営」のもと、「ほくでんグループが目指す企業像」を全従業員が共有し、以上の取り組みを進めながら、総合エネルギー企業として新たな「ほくでんブランド」を創り上げ、持続的な企業価値の向上を図ります。

<ほくでんグループが目指す企業像>

- ・「ともに輝く明日のために。Light up your future.」をコーポレート・スローガンに掲げ、責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うすることで、地域の持続的な発展を支えていきます。
- ・総合エネルギー企業として、さらなる成長と発展を遂げるために、新たな視点を取り込みながら、果敢にチャレンジしていきます。
- ・スピード感や柔軟性のある事業運営を進め、事業基盤をゆるぎないものとし、ステークホルダーのみなさまのご期待に応えていきます。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資の状況

#### (1) 設備投資総額

| 区 分         | 金額(百万円) |
|-------------|---------|
| 電 気 事 業     | 130,528 |
| そ の 他 の 事 業 | 7,167   |
| 合 計         | 137,695 |

#### (2) 運転を開始した主な設備

##### 発電設備

| 名 称                            | 出力( kW ) |
|--------------------------------|----------|
| ( LNG )<br>石狩湾新港発電所 1 号機 (新 設) | 569,400  |

##### 送電設備

| 名 称                                      | 電圧( kV ) | 亘長( km ) |
|------------------------------------------|----------|----------|
| ( 新北海道本州間連系設備 )<br>北 斗 今 別 直 流 幹 線 (新 設) | 250      | 122      |

##### 変電設備

| 名 称                                | 電圧( kV ) | 出力( kVA ) |
|------------------------------------|----------|-----------|
| ( 新北海道本州間連系設備 )<br>北 斗 変 換 所 (新 設) | 275      | 300,000   |
| ( 新北海道本州間連系設備 )<br>今 別 変 換 所 (新 設) | 275      | 300,000   |
| 留 辺 薬 変 電 所 (容量変更)                 | 187      | 100,000   |

(注) 留辺薬変電所の容量変更は、出力60,000kVAの変圧器を撤去し、100,000kVAの変圧器を設置するものです。

(3) 建設中の主な設備

発電設備

| 名 称                            | 出力( kW ) |
|--------------------------------|----------|
| (水 力)<br>京 極 発 電 所 3 号 機 (新 設) | 200,000  |

変電設備

| 名 称                | 電圧( kV ) | 出力( kVA ) |
|--------------------|----------|-----------|
| 南 早 来 変 電 所 (増 設)  | 187      | 200,000   |
| 宇 円 別 変 電 所 (容量変更) | 187      | 100,000   |

(注) 宇円別変電所の容量変更は、出力75,000kVAの変圧器を撤去し、100,000kVAの変圧器を設置するものです。

(4) 建設準備中の主な設備

発電設備

| 名 称                          | 出力( kW )  |
|------------------------------|-----------|
| (LNG)<br>石狩湾新港発電所2,3号機 (新 設) | 569,400×2 |

#### 4. 資金調達の状況

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 社 債         |             |
| 発行額             | 1,200億円     |
| 償還額             | 1,419億円     |
| (2) 借入金         |             |
| 借入額             | 2,387億54百万円 |
| 返済額             | 2,429億21百万円 |
| (3) コマーシャル・ペーパー |             |
| 発行額             | 600億円       |
| 償還額             | 600億円       |
| (4) 優先株式        |             |
| 発行額             | 470億円       |

#### 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 年 度          | 2015年度    | 2016年度    | 2017年度    | 2018年度<br>(当年度) |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 営 業 収 益<br>(売上高)   | 724,111   | 702,776   | 733,050   | 752,238         |
| 経 常 利 益            | 28,062    | 12,603    | 19,421    | 30,181          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 21,276    | 8,793     | 16,549    | 22,357          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 94.49     | 34.09     | 71.84     | 101.93          |
| 総 資 産 額            | 1,826,141 | 1,829,539 | 1,915,904 | 1,954,981       |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値としています。

## 6. 重要な子会社等の状況

| 会社名                        | 資本金<br>(百万円) | 議決権の<br>所有割合<br>(%) | 主要な事業内容                                   |
|----------------------------|--------------|---------------------|-------------------------------------------|
| 【連結子会社】<br>北海電気工事株式会社      | 1,730        | 52.51               | 電気・電気通信工事                                 |
| 北海道計器工業株式会社                | 30           | 100.00              | 電力量計の製造・販売・修理                             |
| 北電興業株式会社                   | 95           | 100.00              | 建物の総合管理, 土木・建築工事                          |
| 北海道パワーエンジニアリング株式会社         | 1,660        | 100.00              | 電力の販売, 発電所の定期点検・保守・補修工事                   |
| 苫東コールセンター株式会社              | 5,000        | 59.30               | 海外炭の受入れ・保管・払出し                            |
| ほくでんエコエナジー株式会社             | 1,860        | 100.00              | 電力の販売                                     |
| ほくでんサービス株式会社               | 50           | 100.00              | 配電設備などの調査・設計・施工・保守, 電力量計の検針, 料金請求, 省エネの提案 |
| 北海道総合通信網株式会社               | 5,900        | 100.00              | 通信回線専用線サービス, インターネットサービスの提供               |
| ほくでん情報テクノロジー株式会社           | 200          | 100.00              | 情報処理システムの企画・設計, ソフトウェア開発                  |
| 【持分法適用関連会社】<br>石狩LNG棧橋株式会社 | 240          | 50.00               | LNG燃料の受入設備の賃貸                             |

(注) 北海電気工事株式会社は、2019年4月1日、北海電気工事株式会社を存続会社として北海道計器工業株式会社と合併しました。また、ほくでんサービス株式会社の配電部門を会社分割により承継しました。

## 7. 主要な事業内容

電気事業

## 8. 主要な事業所

### (1) 当社の主要な事業所

- a. 本店 (札幌市)
- b. 支店 旭川支店, 北見支店, 札幌支店, 岩見沢支店, 小樽支店, 釧路支店, 帯広支店, 苫小牧支店, 室蘭支店, 函館支店
- c. 支社 東京支社 (東京都千代田区)
- d. 発電所
  - 水力発電所 (出力50,000kW以上)
    - 雨竜発電所 (名寄市), 豊平峡発電所 (札幌市), 滝里発電所 (芦別市), 新冠発電所, 高見発電所 (新ひだか町), 京極発電所
  - 火力発電所 (出力200,000kW以上)
    - 砂川発電所, 奈井江発電所, 苫小牧発電所, 伊達発電所, 苫東厚真発電所 (厚真町), 知内発電所, 石狩湾新港発電所 (小樽市)
  - 原子力発電所
    - 泊発電所

### (2) 重要な子会社等の主要な事業所

#### 【連結子会社】

- a. 北海電気工事株式会社 本店 (札幌市)
- b. 北海道計器工業株式会社 本店 (札幌市)
- c. 北電興業株式会社 本店 (札幌市)
- d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社 本店 (札幌市)  
苫小牧共同火力発電所
- e. 苫東コールセンター株式会社 本店 (苫小牧市)
- f. ほくでんエコエナジー株式会社 本店 (札幌市)
- g. ほくでんサービス株式会社 本店 (札幌市)
- h. 北海道総合通信網株式会社 本店 (札幌市)
- i. ほくでん情報テクノロジー株式会社 本店 (札幌市)

#### 【持分法適用関連会社】

- a. 石狩LNG棧橋株式会社 本店 (札幌市)

## 9. 従業員の状況

| 従業員数    | 前年度末比増減 |
|---------|---------|
| 10,937名 | -25名    |

(注) 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員を記載しています。

## 10. 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高(百万円) |
|--------------|------------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 129,570    |
| 株式会社みずほ銀行    | 129,347    |
| 日本生命保険相互会社   | 59,142     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 57,522     |
| 株式会社北洋銀行     | 46,684     |

## II 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- |                                                              |                |
|--------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>1. 発行可能株式総数</b>                                           | 4億9,500万株      |
| (発行可能種類株式総数)                                                 |                |
| (1) 普通株式                                                     | 4億9,500万株      |
| (2) A種優先株式                                                   | 500株           |
| (3) B種優先株式                                                   | 470株           |
| <b>2. 発行済株式総数</b>                                            | 2億1,529万2,382株 |
| (内訳)                                                         |                |
| (1) 普通株式                                                     | 2億1,529万1,912株 |
| (2) B種優先株式                                                   | 470株           |
| (注) 2018年7月31日付けでB種優先株式470株を発行し、同日付けでA種優先株式470株を取得し消却いたしました。 |                |
| <b>3. 株 主 数</b>                                              |                |
| (1) 普通株式                                                     | 77,291名        |
| (2) B種優先株式                                                   | 2名             |

#### 4. 大 株 主

##### (1) 普通株式

| 株 主 名                       | 持 株 数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|-----------------------------|---------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)    | 14,125        | 6.87        |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行             | 10,215        | 4.97        |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社         | 7,231         | 3.52        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)  | 5,911         | 2.88        |
| 北 海 道 電 力 従 業 員 持 株 会       | 4,338         | 2.11        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行           | 4,226         | 2.06        |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行           | 4,131         | 2.01        |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社     | 4,048         | 1.97        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 3,685         | 1.79        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9) | 3,263         | 1.59        |

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式9,782,389株を控除して計算しています。

##### (2) B種優先株式

| 株 主 名                   | 持 株 数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 400          | 85.11       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 70           | 14.89       |

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位                | 担当                                     | 重要な兼職の状況                             |
|-------|-------------------|----------------------------------------|--------------------------------------|
| 佐藤佳孝  | 取締役会長             |                                        |                                      |
| 真弓明彦  | 取締役社長<br>社長執行役員   |                                        |                                      |
| 藤井裕   | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 送配電カンパニー社長，新エネルギー・再生可能エネルギー担当          |                                      |
| 森昌弘   | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 環境室・総合研究所・人事労務部・総務部担当                  | ほくでんサービス株式会社取締役社長                    |
| 阪井一郎  | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 原子力事業統括部長，火力部・石狩湾新港火力発電所建設所担当          |                                      |
| 氏家和彦  | 取締役<br>常務執行役員     | 経営企画室・総合エネルギー事業部担当，経営改革担当              |                                      |
| 魚住元   | 取締役<br>常務執行役員     | 原子力事業統括部長補佐，水力部・土木部・新得水力発電所建設所・情報通信部担当 |                                      |
| 高橋多華夫 | 取締役<br>常務執行役員     | 販売推進部・首都圏販売部・広報部担当                     |                                      |
| 藪下裕己  | 取締役<br>常務執行役員     | 送配電カンパニー副社長，内部監査室・秘書室・経理部・資材部担当        |                                      |
| 瀬尾英生  | 取締役<br>常務執行役員     | 原子力監査室担当，地域産業経済担当，コンプライアンス担当           |                                      |
| 舟根俊一  | 取締役<br>常務執行役員     | 原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長                   |                                      |
| 市川茂樹  | 取締役               |                                        | 弁護士                                  |
| 鶉飼光子  | 取締役               |                                        |                                      |
| 古郡宏   | 常任監査役<br>(常勤)     |                                        |                                      |
| 秋田耕児  | 常任監査役<br>(常勤)     |                                        |                                      |
| 長谷川淳  | 監査役               |                                        |                                      |
| 成田教子  | 監査役               |                                        | 弁護士                                  |
| 藤井文世  | 監査役               |                                        | 株式会社北洋銀行常勤監査役，株式会社ツルハホールディングス監査役（社外） |

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は代表取締役です。
2. 取締役のうち市川茂樹、鵜飼光子は社外取締役です。
3. 監査役のうち長谷川 淳、成田教子、藤井文世は社外監査役です。
4. 取締役 市川茂樹、鵜飼光子及び監査役 長谷川 淳、成田教子、藤井文世につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
5. 2018年6月27日、舟根俊一は取締役 常務執行役員に、鵜飼光子は取締役に、それぞれ新たに就任しました。
6. 2018年6月27日、大井範明、石黒 基、佐々木亮子は取締役を任期満了により退任しました。
7. 2019年1月1日、取締役 常務執行役員 魚住 元の担当が、「原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・情報通信部担当」から、「原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所・情報通信部担当」へと変更になりました。
8. 2019年3月20日、取締役副社長 副社長執行役員 森 昌弘は、ほくでんサービス株式会社の取締役社長に就任しました。
9. 2019年4月1日、取締役副社長 副社長執行役員 藤井 裕は、北海道電力送配電事業分割準備株式会社の取締役社長に就任しました。
10. 監査役 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
11. 監査役 藤井文世は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
12. 監査役 藤井文世の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
- ・当社は、株式会社北洋銀行の株式の5.86%を保有しています。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.4%程度となっています。
  - ・株式会社ツルハホールディングスと当社の間には、記載すべき関係はありません。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額  |              |             |              |
|-------------------|-----------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|                   |                 | 報酬          |              | 賞与金         |              |
|                   |                 | 支給員数<br>(名) | 支給額<br>(百万円) | 支給員数<br>(名) | 支給額<br>(百万円) |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 331             | 13          | 331          | —           | —            |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 51              | 2           | 51           | —           | —            |
| 社外取締役             | 16              | 3           | 16           | —           | —            |
| 社外監査役             | 23              | 3           | 23           | —           | —            |

- (注) 1. 上記には、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでいます。
2. 当年度に係る取締役賞与金につきましては、支給しないこととしました。
3. 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりです。  
 取締役 月額50百万円以内  
 監査役 月額11百万円以内
4. 取締役及び監査役の報酬等を決定するにあたっての方針
- (1) 取締役  
 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定）及び賞与により構成しています。基本報酬については、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役を含む人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。  
 賞与については、各事業年度の業績を勘案し、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、独立社外取締役を含む人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。  
 社外取締役については、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。
- (2) 監査役  
 監査役の報酬は、基本報酬のみとし、賞与は支給しません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。
5. 2007年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しています。

## 3. 社外役員の主な活動状況

- 取締役 市川茂樹は、当年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- 取締役 鶴飼光子は、2018年6月27日就任以来開催の取締役会9回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- 監査役 長谷川 淳は、当年度開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- 監査役 成田教子は、当年度開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- 監査役 藤井文世は、当年度開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に会社役員の実験から発言を行っています。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しています。

### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区分    | 監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(百万円) |
|-------|-----------------------|----------------------|
| 当社    | 50                    | 1                    |
| 連結子会社 | 41                    | —                    |
| 計     | 92                    | 1                    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できないため、当社における監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

連結貸借対照表

2019年3月31日現在

| 資 産 の 部         |                  | 負債及び純資産の部          |                  |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|                 | 百万円              |                    | 百万円              |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>1,752,300</b> | <b>固 定 負 債</b>     | <b>1,302,028</b> |
| 電気事業固定資産        | 1,223,554        | 社 債                | 670,000          |
| 水力発電設備          | 214,181          | 長期借入金              | 482,230          |
| 汽力発電設備          | 200,842          | 退職給付に係る負債          | 36,981           |
| 原子力発電設備         | 195,337          | 資産除去債務             | 98,863           |
| 送電設備            | 188,204          | その他                | 13,952           |
| 変電設備            | 102,275          |                    |                  |
| 配電設備            | 280,540          | <b>流 動 負 債</b>     | <b>421,949</b>   |
| 業務設備            | 37,741           | 1年以内に期限到来の固定負債     | 176,911          |
| その他の電気事業固定資産    | 4,430            | 短期借入金              | 52,370           |
| その他の固定資産        | 54,182           | コマーシャル・ペーパー        | 20,000           |
| 固定資産仮勘定         | 167,012          | 支払手形及び買掛金          | 41,042           |
| 建設仮勘定           | 159,864          | 未払税金               | 13,185           |
| 除却仮勘定           | 164              | その他                | 118,439          |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 6,982            |                    |                  |
| 核 燃 料           | 197,125          | <b>引 当 金</b>       | <b>2,587</b>     |
| 加工中等核燃料         | 197,125          | 濁水準備引当金            | 2,587            |
| 投資その他の資産        | 110,424          | <b>負 債 合 計</b>     | <b>1,726,564</b> |
| 長期投資            | 47,173           | <b>株 主 資 本</b>     | <b>220,397</b>   |
| 退職給付に係る資産       | 14,616           | 資本金                | 114,291          |
| 繰延税金資産          | 41,144           | 資本剰余金              | 46,153           |
| その他の負債          | 7,601            | 利益剰余金              | 78,155           |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 110            | 自己株式               | △ 18,203         |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>202,681</b>   | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△ 3,505</b>   |
| 現金及び預金          | 71,725           | その他有価証券評価差額金       | 1,414            |
| 受取手形及び売掛金       | 76,539           | 退職給付に係る調整累計額       | △ 4,919          |
| たな卸資産           | 42,156           | <b>非支配株主持分</b>     | <b>11,524</b>    |
| その他の負債          | 13,159           | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>228,417</b>   |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 900            | <b>合 計</b>         | <b>1,954,981</b> |
| <b>合 計</b>      | <b>1,954,981</b> | <b>合 計</b>         | <b>1,954,981</b> |

## 連結損益計算書

2018年4月1日から  
2019年3月31日まで

| 費用の部               |                | 収益の部          |                |
|--------------------|----------------|---------------|----------------|
| 科 目                | 金 額            | 科 目           | 金 額            |
|                    | 百万円            |               | 百万円            |
| <b>営業費用</b>        | <b>710,021</b> | <b>営業収益</b>   | <b>752,238</b> |
| 電気事業営業費用           | 681,217        | 電気事業営業収益      | 719,642        |
| その他事業営業費用          | 28,803         | その他事業営業収益     | 32,596         |
| 営業利益               | (42,217)       |               |                |
| <b>営業外費用</b>       | <b>14,416</b>  | <b>営業外収益</b>  | <b>2,380</b>   |
| 支払利息               | 11,907         | 受取配当金         | 814            |
| その他                | 2,509          | 受取利息          | 19             |
|                    |                | 持分法による投資利益    | 244            |
|                    |                | 物品売却益         | 390            |
|                    |                | その他           | 911            |
| <b>経常費用合計</b>      | <b>724,437</b> | <b>経常収益合計</b> | <b>754,619</b> |
| <b>経常利益</b>        | <b>30,181</b>  |               |                |
| 渴水準備金引当又は取崩し       | 1,287          |               |                |
| 渴水準備金引当            | 1,287          |               |                |
| <b>特別損失</b>        | <b>4,044</b>   |               |                |
| 災害特別損失             | 4,044          |               |                |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> | <b>24,849</b>  |               |                |
| 法人税、住民税及び事業税       | 3,719          |               |                |
| 法人税等調整額            | △ 1,705        |               |                |
| <b>法人税等合計</b>      | <b>2,014</b>   |               |                |
| <b>当期純利益</b>       | <b>22,835</b>  |               |                |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    | 477            |               |                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 22,357         |               |                |

貸借対照表

2019年3月31日現在

| 資産の部            |                  | 負債及び純資産の部      |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額<br>百万円       | 科 目            | 金 額<br>百万円       |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,712,086</b> | <b>固定負債</b>    | <b>1,280,736</b> |
| 電気事業固定資産        | 1,223,237        | 社 債            | 670,000          |
| 水力発電設備          | 208,425          | 長期借入金          | 475,386          |
| 汽力発電設備          | 200,235          | リース負債          | 399              |
| 原子力発電設備         | 195,930          | 関係会社長期債務       | 1,207            |
| 内燃力発電設備         | 1,676            | 退職給付引当金        | 26,446           |
| 新エネルギー等発電設備     | 1,652            | 資産除去負債         | 98,863           |
| 送電設備            | 189,963          | 雑固定負債          | 8,434            |
| 変電設備            | 102,606          | <b>流動負債</b>    | <b>418,370</b>   |
| 配電設備            | 284,890          | 1年以内に期限到来の固定負債 | 175,389          |
| 業務設備            | 37,517           | 短期借入金          | 52,000           |
| 貸付設備            | 338              | コマース・ペーパー      | 20,000           |
| 附帯事業固定資産        | 84               | 買掛金            | 29,541           |
| 事業外固定資産         | 2,750            | 未払金            | 44,465           |
| <b>固定資産仮勘定</b>  | <b>163,519</b>   | 未払消費税          | 41,345           |
| 建設仮勘定           | 156,379          | 未払り            | 11,393           |
| 除却仮勘定           | 157              | 関係会社短期債務       | 1,589            |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 6,982            | 諸前受負債          | 29,740           |
| <b>核燃料</b>      | <b>197,125</b>   | 雑流動負債          | 12,865           |
| 加工中核燃料          | 197,125          | 引当金            | 38               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>125,367</b>   | 引当金            | 2,587            |
| 長期投資            | 45,196           | 引当金            | 2,587            |
| 関係会社長期投資        | 31,506           | <b>負債合計</b>    | <b>1,701,694</b> |
| 長期前払費用          | 911              | <b>株主資本</b>    | <b>184,011</b>   |
| 前繰延税金資産         | 15,538           | 資本             | 114,291          |
| 貸倒引当金(貸方)       | 32,501           | 本剰余金           | 46,152           |
| <b>流動資産</b>     | <b>174,709</b>   | その他剰余金         | 46,152           |
| 現金及び預金          | 61,295           | 利益剰余金          | 41,770           |
| 売掛金             | 63,250           | 利益準備金          | 1,031            |
| 未収入金            | 1,108            | その他利益剰余金       | 40,739           |
| 貯蔵品             | 35,264           | 特定災害防止準備金      | 126              |
| 前払費用            | 432              | 繰越利益剰余金        | 40,613           |
| 関係会社短期債権        | 3,959            | <b>自己株式</b>    | <b>△ 18,203</b>  |
| 雑流動資産           | 10,292           | 評価・換算差額等       | 1,089            |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 894            | その他有価証券評価差額金   | 1,089            |
| <b>合計</b>       | <b>1,886,795</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>185,101</b>   |
| <b>合計</b>       | <b>1,886,795</b> | <b>合計</b>      | <b>1,886,795</b> |

# 損益計算書

2018年4月1日から  
2019年3月31日まで

| 費用の部            |                 | 収益の部            |                |
|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 科 目             | 金 額             | 科 目             | 金 額            |
|                 | 百万円             |                 | 百万円            |
| <b>営業費用</b>     | <b>684,230</b>  | <b>営業収益</b>     | <b>721,278</b> |
| 電気事業営業費用        | 683,992         | 電気事業営業収益        | 720,782        |
| 電力発電電費          | 25,836          | 電力料             | 267,682        |
| 水汽力発電電費         | 200,388         | 電力料             | 287,316        |
| 原子力発電電費         | 61,098          | 電力料             | 651            |
| 内燃機発電電費         | 4,448           | 電力料             | 46,293         |
| 新エネルギー発電電費      | 1,648           | 電力料             | 50,580         |
| 地帯間送電料          | 1,495           | 電力料             | 40             |
| 他社託事業再電貸        | 136,106         | 電力料             | 62,560         |
| 送変配電費           | 37,174          | 電力料             | 5,637          |
| 販賣電費            | 20,735          | 電力料             | 20             |
| 一般管線設置備付金       | 22,593          |                 |                |
| 再エネ特措法促進        | 4               |                 |                |
| 電力振替助定(貸方)      | 29,497          |                 |                |
| 住宅電化設備貸事業営業費用   | 59,380          |                 |                |
| 光ファイバ心線貸し事業営業費用 | 10,944          |                 |                |
| 不動産貸事業営業費用      | 7,001           |                 |                |
| ガス供給事業営業費用      | 157             |                 |                |
|                 | △ 237           | <b>附帯事業営業収益</b> | <b>495</b>     |
|                 | 137             | 住宅電化設備貸事業営業収益   | 199            |
|                 | 35              | 光ファイバ心線貸し事業営業収益 | 135            |
|                 | 32              | 不動産貸事業営業収益      | 139            |
|                 | 31              | ガス供給事業営業収益      | 21             |
| <b>営業外費用</b>    | <b>(37,048)</b> | <b>営業外収益</b>    | <b>2,649</b>   |
| 支社式債交付利息        | 13,413          | 財務取配当金          | 1,502          |
| 事業外費用           | 12,449          | 受取利息            | 85             |
| 固定資産売却損失        | 11,879          | <b>事業外収益</b>    | <b>1,147</b>   |
| 雑費用損失           | 179             | 固定資産売却益         | 128            |
|                 | 390             | 雑収益             | 1,018          |
|                 | 964             | <b>当期経常収益合計</b> | <b>723,928</b> |
|                 | 29              |                 |                |
|                 | 934             |                 |                |
| <b>当期経常利益</b>   | <b>697,643</b>  |                 |                |
| 当水準引当又は取崩し      | 26,285          |                 |                |
| 特別損失            | 1,287           |                 |                |
| 特別損失            | 1,287           |                 |                |
| 特別損失            | 4,086           |                 |                |
| 特別損失            | 4,086           |                 |                |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>20,910</b>   |                 |                |
| 法人税法            | 677             |                 |                |
| 法人税法            | 2,586           |                 |                |
| 法人税法            | 1,909           |                 |                |
| <b>当期純利益</b>    | <b>20,233</b>   |                 |                |
|                 | △               |                 |                |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 藤原 明 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 白羽 龍三 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 藤森 允浩 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

「重要な後発事象に関する注記（送配電部門の法的分離に伴う分社化（会社分割）」に記載されているとおり、会社は、2019年4月25日開催の取締役会において、2020年4月における送配電部門の法的分離に伴う分社化について、2020年4月1日に、会社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を会社分割の方法によって「北海道電力送配電事業分割準備株式会社」に承継させることを決議し、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。）。

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁から事業の遂行に必要な承認が得られることが前提条件となる。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を調査いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

2019年5月14日

北海道電力株式会社 監査役会

|           |           |
|-----------|-----------|
| 常任監査役（常勤） | 古 郡 宏 章 ㊟ |
| 常任監査役（常勤） | 秋 田 耕 児 ㊟ |
| 監 査 役     | 長谷川 淳 ㊟   |
| 監 査 役     | 成 田 教 子 ㊟ |
| 監 査 役     | 藤 井 文 世 ㊟ |

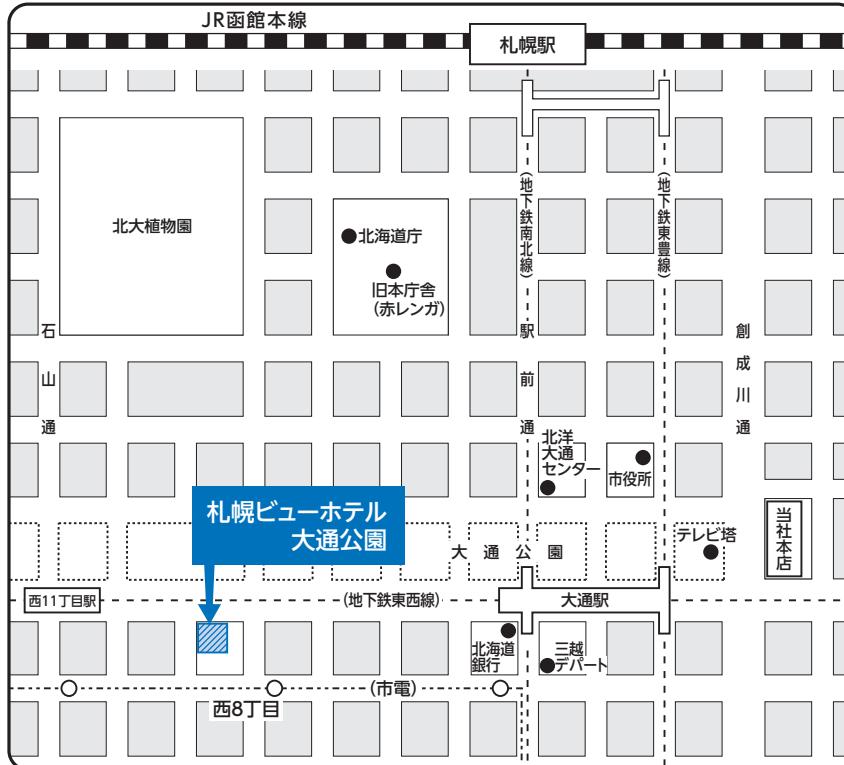
(注) 監査役 長谷川淳、監査役 成田教子及び監査役 藤井文世は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内

会 場 札幌市中央区大通西8丁目1番地  
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

### 会場付近略図



1. 地下鉄 大通駅（1番出口）より ..... 徒歩約5分  
西11丁目駅（3番出口）より ..... 徒歩約5分  
市電 西8丁目停留場より ..... 徒歩約2分
2. 会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

◎株主のみなさまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましては軽装（クールビズ）とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◎ご出席いただけない場合には、同封の議決権行使書用紙のご返送による議決権行使、又はインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。